

大項目	中項目	個別内容
市民参加 ・参画	基本原則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、市政、まちづくりに参加・参画することができる。</li> <li>・ 市は、市民が市政、まちづくりに参加・参画できることを保障しなければならない。</li> </ul>
	意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、市政、まちづくりに関心を持つよう努める。</li> <li>・ 市は、市民が市政、まちづくりに関心を持つように努める。</li> <li>・ 市民は、まちづくりの担い手として自主自立の意識を持つよう努める。</li> <li>・ 市は、市民がまちづくりの担い手として自主自立の意識を育むように努める。</li> </ul>
	制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにしなければならない。</li> </ul>

### 【市民会議の思い】

#### (基本原則)

- ・ 市政、まちづくりは、市民みんなが参加・参画することが基本である。
- ・ 「まず考える、声を挙げる、参加する、できれば行動する」を基本にすべきである。
- ・ 市民は、市政、まちづくりに参加・参画する権利を有しており、同時に市がその権利を保障することにより実効性を持つ。
- ・ 現状は「参加・参画」が非常に弱い。「参加・参画」があってはじめて「協働」や諸々の社会的な活動が可能となる。

#### (意識の醸成)

- ・ 市民みんなが参加・参画するためには、市民が市政、まちづくりに関心を持つようにならないといけない。
- ・ 市民が市政、まちづくりに関心を持つためには、自分たちがサービスの受け手というだけでなく、まちづくりの担い手でもあるという自主自立の意識を持つことが必要である。

#### (制度)

- ・ 市が定めている市民参加・参画の制度は市民にはわかりにくく、これらをわかりやすい制度にすることが、市民の関心を高めることにつながる。
- ・ 行政は市民の信託を受けているのであるから、「市は当然、市民の意見を聴くという仕組みをつくる必要がある」という考え方が必要である。

#### 班と班との意見交換で意見が分かれたもの

- ・ 【市民会議の思い】(基本原則)の「市民は、市政、まちづくりに参加・参画する権利を有しており」について

これは当たり前のことであり、入れ込む必要はない。

- ア 当たり前のことをあらためて入れ込むかどうかは、その案件ごとに考える必要があるのではないか。この場合については、「誰にもわかりやすく」という基本に立てば、入れ込むべきである。

大項目	中項目	個別内容
住民投票制度	住民投票制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、住民意思を確認するための住民投票制度を設けなければならない。</li> <li>市民は、住民投票制度を活用することができる。</li> <li>市民、市及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</li> </ul>

#### 【市民会議の思い】

##### (住民投票制度)

- 市民は市長、市議会議員に対して白紙委任したわけではなく、重要な案件については市民が判断する権利がある。間接民主主義を尊重しつつも、重要な案件については直接的に住民意思を確認できる制度が必要である。
- 議会制民主主義を補完する制度を整えることにより、まちづくりの主役である市民の意思をより正確に反映した市政を行うことができる。
- 市民が、他の市民の考え方や方向性を確認できる機会としても、住民投票制度は必要である。
- 民主主義の一つの方法、意思表示の一つの方法として、道は開いておく必要がある。

#### 班と班との意見交換で意見が分かれたもの

- 常設型の住民投票条例について
  - 常設型にすべきである。常設型の制度ではない場合、個別の目的ごとに手続を経なければならない、時間と労力がかかってしまう。常設してあれば、緊急の問題が浮上したときに、すぐに活用することができる。
  - ア 制度そのものの活用と結果の尊重については大事であるが、常設型にすべきかどうかについては、どちらかといえば消極的な考えを持っている。  
実際には、地方自治法上の制度もあるわけであり、必要に応じてその既存の制度を積極的に運用、活用していけばよいのではないか。
  - イ 住民投票は、市民の利害がはっきりするようなものや大きなテーマのもので実施すべきであり、やたらに実施するのは費用がかかるばかりである。慎重に実施すべきである。
  - ウ 何もかも住民投票で判断するのではなく、そのルールをつくればよい、ということである。
  - エ 住民投票制度については、方向性のみを自治基本条例で書き、使い方やルールについては個別条例に思いを引き継ぐことでよいのではないか。

大項目	中項目	個別内容
情 報	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、市政に関する情報の公開を、市に請求することができる。</li> <li>・ 市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。</li> </ul>
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供するよう努める。</li> </ul>
	情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市及び市議会は、市民と市政に関する情報を共有するよう努める。</li> </ul>
	情報保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市及び市議会は、市民の個人情報保護を保護しなければならない。</li> <li>・ 市民は、市民の個人情報保護を保護しなければならない。</li> </ul>

### 【市民会議の思い】

(情報公開)(情報提供)(情報共有)

- ・ 市政、まちづくりに市民みんなが参加・参画するためには、市の情報が市民に十分に公開、提供され、市民、市議会、市の三者が情報を共有していなければならない。
- ・ 行政は市民から信託を受けているのであり、行政が何をどのようにして行い、結果はどうであったかを市民に報告するのは当然の義務である。
- ・ 市民は、日常的に「行政の情報公開は不十分」と感じており、その不十分な状態を改善するにはどのようにしたらよいか、が一つのポイントである。行政側だけでなく、市民側にも責任はあるのではないか。
- ・ 市民側からも情報を積極的に提供するという考え方も必要であり、そのような情報を活用していく仕組みも必要ではないか。

(情報保護)

- ・ 三者が情報を共有するには、「市民の個人情報保護」というルールを互いに守ることにより、相互に信頼感を持つことが前提条件となる。
- ・ 「市民の個人情報の保護」について、どこまでの範囲を示していくか、捉え方が難しい。

大項目	中項目	個別内容
市民の 権利、 役割	権 利	<ul style="list-style-type: none"> <li>市及び市議会は、市民の意見を平等に扱うよう努める。</li> </ul>
	役 割	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、市議会、市の三者とも、まちづくりの主体である。</li> <li>市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるよう努める。</li> <li>市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。</li> <li>市民は、市と協働の担い手となるよう努める。</li> <li>市民は、自分から必要な情報を得るよう努める。</li> </ul>

#### 【市民会議の思い】

(権利)(役割)

- ・ これからのまちづくりは、市民が自分たちで担っていかなければならない。
- ・ 市民がまちづくりを担っていくには、市民がそれぞれ平等に発言できることが前提条件である。
- ・ 市民の発言が平等に扱われるには、責任を持った発言と行動でなければならない。
- ・ 市の事業について、結果も含めてチェックしていくことも市民の役割である。
- ・ 市民がまちづくりを担っていくには、互いに共通の目的に向かって対等の立場で協力していく相手として、市と互いに協働していくべきである。
- ・ 与えられた情報に加えて、自分から積極的に必要な情報を得る努力をすることが、まちづくりの担い手として必要である。

大項目	中項目	個別内容
コミュニティ	あり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、コミュニティの形成に努める。</li> <li>・ 市は、コミュニティの定義、あり方、位置付けを明確にしなければならない。</li> <li>・ 市民、市及び市議会は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。</li> </ul>

#### 【市民会議の思い】

##### (あり方)

- ・ かつて絆で結ばれていた地域社会が崩れつつあり、コミュニティの必要性を再認識し、コミュニティを再構築することが重要である。
- ・ 一般的に認知されているコミュニティは町内会であるが、これからの地域社会は「多層型」のコミュニティを構築していくべきではないか。
- ・ コミュニティについて、従来からの良い部分は守り伝え、良くない部分については改善を図るなど、時代に合ったあり方を目指していくべきである。
- ・ コミュニティを発展させていくには、町内会はもとより、コミュニティの位置付けを明確にすべきである。
- ・ コミュニティは、自主的、自立的に機能することによって自治を実現する。

##### 班と班との意見交換で意見が分かれたもの

- ・ 「コミュニティ」の定義付けについて  
 コミュニティの定義付けが必要である。  
 コミュニティは「市民」の中の一つと捉えている。  
 地域コミュニティに限らず、目的を持って集まった集団をコミュニティとして考えていくべきである。  
 「向こう三軒両隣」を一つの単位として基準にしていけば、どのような集まりができてきてもコミュニティになる。「日常お互いに手を取り合っていける単位」ということから町内会が作られたわけであり、その輪が幾重にも大きくなって市が成り立っている。その輪にはNPOなどの目的別の集団があってもよく、それらの集まり全てをコミュニティと考えてよいのではないか。  
 コミュニティには縦型も横型もあり、ここではそういうものを含めてコミュニティと考えていけばよい。
- ア コミュニティを一律に定義することは困難であり、あり方や位置付けについて定義することも困難である。困難なことを無理にここで書く必要はなく、コミュニティの重要性やその形成の保障、及びその自主性と自立性を尊重するということを書けばよい。

大項目	中項目	個別内容
市の責務	責 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、市議会、市の三者とも、まちづくりの主体である。</li> <li>・ 市は、市政に関する情報を公開しなければならない。</li> <li>・ 市は、公平な行政運営を行わなければならない。</li> <li>・ 市は、経営責任を持たなければならない。</li> <li>・ 市は、市政の全てにおいて説明責任を果たさなければならない。</li> <li>・ 市は、市民の声を市政に反映させるよう努める。</li> <li>・ 市は、専門的知識を持つ職員を養成しなければならない。</li> <li>・ 市は、市民がまちづくりに参加・参画できる機会や手段を提供しなければならない。</li> <li>・ 市は、まちづくりの各担い手が能力を發揮できる環境や体制をつくるよう努める。</li> <li>・ 市は、迅速かつ的確な行政運営及び対応をしなければならない。</li> <li>・ 市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、その意見に対する市の考え方を公表しなければならない。</li> </ul>

#### 【市民会議の思い】

##### (責務)

- ・ 市は、市民の権利を守る責務がある。市民の権利を裏返して行政側からみたものが「市の責務」ということになる。
- ・ 市民と市が対等であることが大前提である。
- ・ 市は、透明で公平かつ公正な行政を行い、説明責任を果たすことで、市民と信頼関係を保たなければならない。
- ・ 「市は市民を公平に扱っていない」として不公平感を抱いている市民が多くいることについて、市は真摯に受け止める必要がある。
- ・ 市は、市民から信託を受けているわけであり、市が市民の意向を把握する仕組みをつくることは、当然、市の責務である。
- ・ 市は、市が行った事業について、PDCA【plan（立案・計画） do（実施） check（検証・評価） action（改善、見直し）】を市民に公表することは、当然、市の責務である。
- ・ 市は、必ず「現場をみて」PDCAサイクルを行うことが大事である。
- ・ 市は、市民の信託を受けていることを自覚し、経営責任を持って行政運営をしなければならない。
- ・ 市は、市民みんなが参加・参画して市政、まちづくりを行うことを基本とし、その実現のために機会や手段、環境や体制を整備していく必要がある。
- ・ 市民の「声なき声」を汲み上げる仕組みも必要である。

大項目	中項目	個別内容
市議会の責務	市議会の責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、市議会、市の三者とも、まちづくりの主体である。</li> <li>・ 市議会は、市を監視しなければならない。</li> <li>・ 市議会は、市民に開かれた議会を心がけなければならない。</li> <li>・ 市議会は、市民全体の代表という意識を持たなければならない。</li> <li>・ 市議会は、次世代を見据えた市政の運営を図らなければならない。</li> <li>・ 市議会は、広く市民の声を聴き、議会に反映させなければならない。</li> </ul>

#### 【市民会議の思い】

##### (市議会の責務)

- ・ 市議会は、まちづくりの主役である市民の代表という意識を強く持たなければならない。
- ・ 市議会は市民の代表として、市民が行政運営を信託した市に対して、その運営が市民の意向に沿っているものかどうかを代弁していく義務がある。
- ・ 市議会は、一部の市民の代弁をするのではなく、全市的な立場に立って市の将来を見つめなければならない。
- ・ 市議会は、その活動を透明にすることによって、有権者である市民と信頼関係を保たなければならない。
- ・ 市議会は、次の世代まで見据えて、市の発展を目指していかななければならない。
- ・ 市議会は、市民の声を聴き、活動を市民にきちんと伝え、市民の目線に歩み寄るべきである。

大項目	中項目	個別内容
協働	あり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、協働の目的、理念、あり方を明確にしなければならない。</li> <li>市民は、市と協働するよう努める。</li> <li>市は、協働について職員教育をしなければならない。</li> </ul>
	役割と責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、まちづくりについての市民と市の役割と責務を明確にしなければならない。</li> </ul>
	対等関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民と市は、対等な関係をもたなければならない。</li> </ul>
	信頼関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築くようにしなければならない。</li> <li>市民は、市と信頼関係を築くように努める。</li> </ul>

### 【市民会議の思い】

#### (あり方)

- 協働の目的、理念、あり方があいまいであり、まずそれらを明確にする必要がある。
- 市民本位の新しい行政スタイルにおいては、市民とともに考え、ともに行動し、ともに反省するという協働のスタイルが不可欠である。
- 現在の社会情勢においては、行政サービスを拡大していくためには、協働は絶対条件になってきている。
- 対等の立場で、同じ目的に向かって一生懸命考えて話し合う、ということが保障されない限りは、自治の確立はない。
- 市職員の間でも協働についての認識が統一されていないのが現状であり、市民、職員どちらにとっても不明確である。明確に整理をし、共通認識をしっかりと持つ必要がある。市民側には押し付けられている感覚があり、それらを払拭していかなければならない。
- 協働はとても幅が広く、ケースバイケースで考えていくべきである。
- 「参画」は意思決定、「協働」は実行である。実行の中でも、市民が主体となって行っていくことを理解し合うことが大事である。
- 協働は、目的ではなく手法の一つである。

#### (役割と責務)(対等関係)

- 共通の目的に向かって対等な立場で協力していくためには、協働の担い手である市民と市が、それぞれの役割と責務を明確にしておく必要がある。

#### (信頼関係)

- 協働していくには、お互いの信頼関係が必要であり、そのためには、市は情報公開、情報提供を実施し、説明責任を果たすなど、市政運営を透明にしていなければならない。

#### (現在の協働の問題点)

- 委託契約や指定管理者など、発注元と下請という制度で行われており、ここを正さなければ本当の協働にはならない。
- 担い手の育成、団体の助成を真剣に考えていかなければならない。

班と班との意見交換で意見が分かれたもの

- 「協働」を大項目に挙げることについて

ア 「協働」の思いは、前文に入れ込んだほうがよい。

- ・ 職員教育について

ア あえて職員教育はしなくてもよい。自治基本条例にはそぐわない。

大項目	中項目	個別内容
評 価	評 価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、市の事業や業務について評価を行わなければならない。</li> <li>・ 市は、評価の結果を公表しなければならない。</li> </ul>
	第三者評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行うよう努める。</li> </ul>

【市民会議の思い】

(評価)

- ・ 市が行う事業や業務は、適正なものでなければならない。
- ・ そのために、市は事業や業務について必ず評価を実施し、改善を図っていかなければならない。
- ・ 自分たちが納めた税金が大切に使われているかどうかを確認したいという市民の気持ち、評価のベースである。
- ・ 評価の結果については、市民にわかりやすく公開して、評価に透明性を持たせなければならない。評価結果を市民が確認できる手段について、市は明確に示さなければならない。
- ・ 評価は事後評価のみではなく、計画段階、実施段階などの各段階でも実施することにより効果が上がる。
- ・ 単発的な評価で終わるのではなく、PDCA サイクルによる評価のシステムを作り、そこでの反省が次の事業に活かされるようにすべきである。
- ・ 評価が自己満足で終わらず、次のさらなる進歩のための評価をしなければならない。

(第三者評価)

- ・ 評価は自己評価のみでは甘くなりがちであり、第三者による評価も組み合わせるべきである。
- ・ 第三者による評価を実施する場合、市民参加・参画を市政、まちづくりの基本とする視点から、専門家以外に市民も参加して行うことも取り入れるべきである。

大項目	中項目	個別内容
男女共同参画	意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うように努める。</li> <li>・ 市は、市民が老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うようにしなければならない。</li> </ul>
	地域社会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民及び市は、地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進するよう努める。</li> </ul>

#### 【市民会議の思い】

##### (意識の醸成)

- ・ 男女共同参画の推進意識はまだまだ十分とは言えず、市民全体の推進課題としてみんなで取り組んでいくべきである。
- ・ 住民自治の確立のためには、男女共同参画が保障されなければならない。
- ・ 男女共同参画は、参加・参画、協働の基本である。

##### (地域社会)

- ・ 特に地域社会において、時代にそぐわない社会的慣習、習慣を変えていく努力をしていかなければならない。

#### 班と班との意見交換で意見が分かれたもの

- ・ 「男女共同参画」を大項目で挙げることについて
  - 自治基本条例は、市の憲法のようなものであり、今非常に重要である男女共同参画は、当然、自治基本条例に書かれているべきである。
  - 男女共同参画は、まちづくりのベースになるものであり、自治基本条例に書かれるべきである。
  - 基本的なこと、当たり前のこともきちんと自治基本条例に入れ込んでいくべきである。
  - 自治基本条例を膳市民に理解してもらいたいという前提に立てば、市民会議内で当たり前の認識のことも、丁寧に説明していくべきである。
  - 男女共同参画よりもっと上の段階で、年齢・性別に関係なく市民は皆平等である、ということが共通認識でなければならない。しかし、男女共同参画を根付かせるために自治基本条例に載せるべきである。
- ア 男女共同参画は、人権、人材、平等につながっていくので、あえて自治基本条例に盛り込むのではなく、個別の条例で位置付けていけばよい。
- イ 男女共同参画と平等が、まちづくりを進めていくうえで一番のベースになるので、あえて自治基本条例に載せる必要はない。

大項目	中項目	個別内容
財 政	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、市の財政についての情報の公開を求めることができる。</li> <li>・ 市は、市の財政についての情報を市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。</li> </ul>
	健全財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、市の財政を健全に運営しなければならない。</li> </ul>

#### 【市民会議の思い】

##### (情報公開)

- ・ 市の財政状況の公開が不十分であり、市民と市が情報を共有して協働によるまちづくりを行っていくには、財政状況を透明にする必要がある。
- ・ 市が財政状況を公開するにあたって、市民が理解できるようにわかりやすく公開しなければならない。

##### (健全財政)

- ・ 市民の税金が大切に使われることが考えの基本である。
- ・ 市は公金により財政運営を行っていることを自覚し、財政を健全に運営していかなければならない。

班と班との意見交換で意見が分かれたもの

- ・ 大項目「財政」の中に、中項目「情報公開」を挙げることについて

ア 大項目「情報」の中の中項目「情報公開」のところに、「市政について、わかりやすく市民に公開しなければならない」というがあるので、ここであえて触れなくてもよいのではないかと。この「情報公開」と「健全財政」をまとめてもよいのではないかと。

大項目	中項目	個別内容
安全・安心	防災、防犯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民は、地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をするよう努める。</li> </ul>

#### 【市民会議の思い】

##### (防災、防犯)

- ・ 市民生活においては、あらゆる市民が安全・安心に暮らせることが保障される必要がある。
- ・ 非常時には地域での助け合いが最重要であり、日頃から地域全体で助け合いの精神を育んでいくことが必要である。
- ・ 市町村合併後、逆に安全・安心の意識が薄くなってきてしまった感がある。自分たちの地域で機能していた安全・安心が、機能しなくなっているという危惧がある。災害時に備えて地域がまとまっていなければならない、それも安全・安心の大きな要素である。

大項目	中項目	個別内容
自治基本 条例の 最高規範性、 改正手続	最高 規範性	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例は、市の最上位の条例に位置付けられなければならない。</li> <li>他の条例、規則等の制定及び運用に際しては、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らねばならない。</li> </ul>
	改正手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治基本条例の改正手続を制度化しなければならない。</li> </ul>

#### 【市民会議の思い】

##### (最高規範性)

- 「自治体の憲法」として自治基本条例を定めるため、市の最上位の条例に位置付けなければならない。
- 最上位の条例に位置付ける以上、他の条例、規則等は全て自治基本条例と整合がとられていなければならない。

##### (改正手続)

- 自治基本条例は市民の行動を規制する条例ではなく、市民の権利を保障する条例である。憲法にも改正手続が規定されているように、自治基本条例は未来永劫不変のものでなく、時代や情勢の変化に応じて、臨機応変に改正ができることが重要である。
- 改正の手続の仕方を明確にしておく必要がある。

大項目	中項目	個別内容
人 材	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、次世代を見据え、まちづくりのリーダーやコーディネーター及び後継者を育成するよう努める。</li> </ul>

#### 【市民会議の思い】

##### (人材育成)

- 市民参加・参画を進めていくためには、市民の意識をまとめていくリーダーやコーディネーターが必要不可欠である。
- まちづくりは継続して行われていくものであり、次の世代につなげていくものでなければならない。
- 市の将来は人材にかかっており、市及び市民は、責任をもって次の人材を育てなければならない。
- コミュニティの牽引役が不足してきており、その育成が必要である。

大項目	中項目	個別内容
交 流	地域間交流	・ 市民、市及び市議会は、市内外の交流が活発に行われるよう努める。
	世代間交流	・ 市民、市及び市議会は、世代間の交流が活発に行われるよう努める。

#### 【市民会議の思い】

##### (地域間交流)

- ・ 市町村合併により市域が広がったが、逆に地域間のつながりが希薄になってきている感がある。新市としての一体感を醸成していくためには、地域間の交流が活発に行われることが必要である。
- ・ 市外の人々との交流も、情報交換や相互扶助、及び観光や産業の面からも必要である。

##### (世代間交流)

- ・ 世代を超えた交流も、コミュニティの醸成や歴史・文化の継承の視点からも必要である。

大項目	中項目	個別内容
平 等	まちづくり	・ 市民、市及び市議会は、各地域の特色を活かしたまちづくりをするよう努める。
	人権尊重	・ 市民、市及び市議会は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重しなければならない。 ・ 市民、市及び市議会は、ハンディを抱える人や老人、子どもを大切にしなければならない。

#### 【市民会議の思い】

##### (まちづくり)

- ・ まちづくりは、各地域の特色を活かしつつも、全市的に平等に行われなければならない。

##### (人権尊重)

- ・ 全ての市民は立場的に平等であり、個人として尊重される必要がある。
- ・ あらゆる差別がなく、人権が尊重されるまちを目指していく。
- ・ 社会的弱者をみんなで守っていく。

大項目	中項目	個別内容
都市内分権	あり方	・ 市は、地域自治区のあり方を含めた都市内分権のあり方を明確にしなければならない。

#### 【市民会議の思い】

##### (あり方)

- ・ 上越市における今後の都市内分権のあり方が明確になっておらず、慎重にはあるが、地域自治区を基軸にその考え方を明らかにしておかなければならない。
- ・ 都市内分権については市が研究中であり、今後の推移を見極めていくべきである。
- ・ 上越市という非常に大きい市においては、都市内分権は当然必要であり、今後の検討に期待したい。
- ・ 都市内分権は、「コミュニティ」に含まれるという感もあるが、今後のテーマの一つである。